

UAE の新しい仲裁法

2018年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2018年6月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000
Fax: +971-4-384-4004
Email: mero@clydeco.ae
HP: www.clydeco.com

كليرد انديكو
CLYDE&CO

UAE の新しい仲裁法

2018年5月3日、アラブ首長国連邦（以下、UAE）の大統領により新しい仲裁法が公布され、仲裁に関する2018年連邦法第6号令（仲裁法）として公表される見込みです。新しい仲裁法の制定により、仲裁に適用される民事取引法第203条から218条（1992年連邦法第11号令）およびその他の仲裁法に矛盾する条項については廃止となります。本レポートでは、新法の主な特徴について、その概要を説明します。

新法の発効時期

仲裁法はまだ有効ではなく、官報掲載の1カ月後に効力を発します。仲裁法の原文はアラビア語となりますが、その他の連邦法と同様に、UAE司法省は同法の非公式な英語翻訳版を公表する可能性があります。また、新しい仲裁法が発効する際、進行中のすべての仲裁手続きに適用されることとなり、新法発効前に合意した仲裁手続きも含まれます。

国際標準への一致

新しい法律の大半は、国連国際商取引法委員会が採用する国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法（以下、UNCITRALモデル法）に基づいています。UNCITRALモデル法は、各国が国際商事仲裁の性質を考慮しながら、自国の法を国際標準に調和させたかたちで改正し、近代化することを目的とした規範法です。また、UNCITRALモデル法は、立法者が自国の仲裁法の基本として適用または採用するための雛型でもあり、UAEの新しい仲裁法は、UNCITRALモデル法を適用したものです。

例えば、UNCITRALモデル法と同様に、仲裁法では限られた条件下でのみ仲裁裁定の無効化が認められ、仲裁裁判所が自らの管轄で裁定する権限を与えています。

適用範囲

仲裁法はUNCITRALモデル法に基づいて国際仲裁と国内仲裁を区別していますが、仲裁法はどちらにも適用されます。

適用範囲について定めた仲裁法第2条は、仲裁法が適用される幅広い事例を挙げており、同条によると、仲裁法は以下に適用されます。

- 当事者が公共の政策に反しないほかの仲裁法を適用することに同意していない限りUAEで行われるいかなる仲裁。
- 当事者がUAEの仲裁法を適用することに同意した場合であって、UAE国外で行われるいかなる国際商事仲裁。
- UAEの国内法において、ほかに特段の定めがある場合を除き、契約の有無にかかわらず、UAEの国内法に規定される法的関係から生じるいかなる仲裁。

例として第2条(1)によると、当事者が仲裁時の適用法をDIFC仲裁法(2008年DIFC法第1号)とすることに合意する、または仲裁地をドバイ国際金融センター(ドバイの金融フリーゾーン)とすることに合意する場合、仲裁法はその仲裁手続きには適用されません。

第2条(2)によると、当事者がUAEの仲裁法を適用すると合意しない限り、UAE国外で行われる仲裁には適用されません。なお、ヒアリングがUAE国外で行われるにもかかわらず、当事者がUAEを仲裁地とすることに同意する事例もあります。

本レポートを執筆した法律事務所の見解としては、仲裁法の第2条(3)の解釈として、仲裁の基礎となる法的関係がUAE法の強制実体規定の対象である場合には、仲裁がUAE国外で行われる場合であっても、UAEの仲裁法が適用される可能性があります。強制規定としては、UAE労働法、UAEの商業代理について定めるUAE代理店法(1981年連邦法第18号令)、現物資産(不動産)の所有権に適用されるUAE法、UAE家族法と財産法、およびUAE刑事法が含まれます。

仲裁合意の成立

仲裁法は仲裁合意の形式要件に関して旧法より柔軟な内容となっています。仲裁法では引き続き書面による仲裁合意と、社内において正当な権限が与えられた代表者による合意については要求していますが、以下の二つの条件に関しては規範的ではありません。

- 書面による仲裁合意

UNCITRALモデル法を参考にした仲裁法の第7条(2)によると、書面による仲裁合意の要件は、契約当事者により署名された文書、当事者間でのメッセージの交換、その他の書面による伝達、電子メールまたはその他の電子通信方法による伝達に合意が含まれれば、満たすことができます。

仲裁法の第5条(3)は、仲裁条項(例、一般的な条件)を含むいかなる商業契約書や文書も仲裁合意を十分に構成すると明瞭に述べています。

仲裁法の第7条(2)(b)によると、書面による仲裁合意要件は、仲裁条項を含むいかなるモデル契約、国際合意、またはその他の文書を商業契約が参照することにより満たすことができます。

これは重要な点ですが、仲裁法の第7条(2)(c)によると、書面による仲裁合意要件は、仲裁手続きの過程で交換された書面による提出物に合意する旨が含まれることでも満たすことができます。さらに、当事者が紛争を仲裁することに同意したという出張に基づいて、紛争を仲裁に付託することを一方の当事者が要求した場合、要件は裁判所の手続きにおける合意によっても満たされます。

- 仲裁合意の代理権限

本レポートを執筆した法律事務所の見解では、仲裁法第4条(1)は仲裁に合意する会社の代表者の権限は、当該会社の適用法に基づいて決定されると規定する第53条(1)(c)と併せて解釈されるべきです。

例として、米国のメリーランド州法で設立された会社の場合、仲裁を締結する会社の代理権限は、メリーランド州法の関連法により規定されます。これにより、

会社の適用法が表身代理を許容する場合、仲裁法は会社を仲裁に拘束するために、代表者の表見代理を取り入れることができます。

効率的な手続き

仲裁法には効率的な仲裁を奨励し、過剰な遅延を予防するための多くの条項があります。以下はその例です。

- 係争中の仲裁に関する中間的、または部分的な裁判所の措置の適用にもかかわらず、仲裁手続きは継続される。
- 仲裁者に対する異議申し立て（仲裁者の独立性または公平性への異議）にもかかわらず、仲裁手続きは継続される。
- 仲裁裁判所が自らの管轄で行なった予備的裁定に対して UAE 控訴裁判所に異議を申し立てるには、15 日以内に行わなければならない。
- 仲裁裁判所が自らの管轄で行なった予備的裁定に対する異議申し立てについて、関連する UAE 控訴裁判所は 15 日以内に裁定しなければならない。
- 仲裁裁判所の権限により、自らの管轄で予備的裁定に異議申し立てが行なわれても、仲裁手続きを継続することができる。

法的強制力のある裁定

新しい仲裁法がもたらす最も重要な改正に UAE 仲裁裁定に法的強制力を付与したことがあります。

仲裁法では、仲裁裁定の執行手続きが短縮されており、執行手続きは、以前のように第一審裁判所ではなく、UAE 連邦または地方控訴裁判所で開始されます。

仲裁法の第 52 条は、UAE 仲裁裁定は当事者に対し法的拘束力を持ち、UAE 裁判所の裁決と同等の執行力があると定めています。

仲裁裁決は当事者により自発的に執行されるべきですが、当事者が裁決結果を自発的に執行しない場合、当事者に対する裁決の強制執行には UAE 控訴裁判所の執行命令が必要となります。

仲裁法第 55 条 (2) は、裁決の追認および執行を求める申請については、控訴裁判所への申請日から 60 日以内に決定されると規定しています。

仲裁法第 53 条は、仲裁裁決の異議申し立てに広範な根拠リストを掲げています。これらの根拠は、UNCITRAL モデル法の第 34 条と国際標準協定を参考としたものです。

仲裁法の第 54 条は、最終裁決の有効性に対する UAE 控訴裁判所への異議申し立てに 30 日間の制限を設けています。控訴裁判所において異議申し立てが裁決の追認申請審理として審問される場合、異議申し立てが 30 日の制限を超えて行なわれることもあります。

控訴裁判所の裁決追認と執行可能宣言命令に対し、控訴することが可能です。この場合、控訴裁判所の命令告知後、30 日以内に控訴しなくてはなりません。

結論

仲裁法は、UNCITRAL モデル法を適用したものであり、地域における UAE の国際仲裁ハブとしての名声を保持するマイルストーンです。今回の改正は、UAE における仲裁の法的枠組みを近代化し、世界の国際商事仲裁の概念との調和を図るものであり、UAE の法的環境に対する投資家の信頼を高めるための一つの取り組みです。ただし、ほかの新しい法律と同様に、法律制定の趣旨に沿うためには、仲裁法の適用について、一貫性のある解釈をすることが、今後、極めて重要です。